

注意！！ マイナ免許証を取得する方へ

マイナ免許証の取得後にマイナンバーカードを更新すると、更新後の新たな「マイナンバーカード」には**免許情報が引き継がれません。**

ただし、令和7年9月1日からは、次の手続を行うことで免許情報を引き継ぐことができます。

- ① 警察施設において「署名用電子証明書」を提出する
- ② オンライン手続により「マイナンバーカード」の交付申請を行う
- ③ ②の手続で「署名用電子証明書」の発行を希望する

①～③の手続を行わない場合は、改めて運転免許センター又は警察署において免許情報を記録する必要があり、**別途1,500円の手数料がかかります**のでご注意ください。